

# 社会福祉法人望会 元岡きらきら保育園公式Instagram運用要領

令和5年6月1日  
社会福祉法人望会  
元岡きらきら保育園

## (目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人望会元岡きらきら保育園（以下「当園」という。）が開設するInstagram（以下「Instagram」という。）を当園利用園児ならびにその家族、また就職活動を行う者、入園先を探している者に対し、当園にて実施する保育に関する情報提供媒体として運用するために必要な事項を定めることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要領において、使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) Instagram

スマートフォンやタブレット端末などを使い、無料で写真や短時間動画を共有するソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）をいう。

(2) 公式Instagram

当園が設置、運用するInstagramをいう。

(3) アカウント

Instagramを利用するために取得した権利およびユーザー名をいう。

(4) 利用者

公式Instagramの利用者をいう。

(5) コメント

他のユーザーのInstagramに意見等を投稿することをいう。

(6) いいね！

Instagramの投稿に対してワンクリックで肯定的な意思を示すことをいう。

(7) ダイレクトメッセージ

利用者が当園の公式Instagramコメント欄にコメントする代わりに、Instagram上で当園へ直接メッセージを送付することをいう。

## (運営主体)

第3条 公式Instagramの運営主体は当園とし、アカウントの運営管理者は当園園長とする。

2 アカウント名は、「motooka\_kirakira\_nursery」とする。

## (アカウント運用者の明示)

第4条 当園は、なりすましによる誤情報の流布を防ぐため、運用主体としてアカウント名を当園ホームページに明示する。

2 当園は、アカウントの運営主体について、公式Instagramのプロフィール欄に明示する。

(情報発信)

第5条 公式インスタグラムを運営するにあたり、情報の作成、更新、発信は、当園（当園職員）とする。

2 情報発信の原則は次のとおりとする。

- (1) 当園の職員であることの自覚と責任を持ち、当園の諸規定をはじめ関係法令を順守する。
- (2) 自らの職務に関する情報を発信する場合は、守秘義務を果たすとともに、意思形成過程における情報の取り扱いに十分留意する。
- (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、知的財産権等に関して侵害することがないよう十分留意する。
- (4) 発信する情報は正確を期するとともに、その内容について誤解を招かないよう十分留意する。
- (5) 誤った情報を発信した場合は、直ちに訂正する。
- (6) その他公序良俗に反する一切の情報を発信しない。

(著作権)

第6条 公式インスタグラムに掲載されている個々の情報（画像、動画等）に関する諸権利は当園または現著作者に帰属する。

2 利用者は、内容について私的使用のための複製、引用等、著作権法上認められた場合を除き無断で複製または転用してはならない。

(免責)

第7条 当園は、掲載された情報に起因して利用者または第三者に損害が発生したとしても、当園の故意または重大な過失によるものではない限り、当園は一切責任を負わないものとする。

2 この要領は、利用者への予告なく変更や見直しを行う場合があるものとする。

附 則

この要領は、令和5年6月1日から実施する。